

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和5年度第2回豊島区成年後見等利用促進協議会
事 務 局		豊島区 保健福祉部 自立促進担当課 豊島区民社会福祉協議会 地域福祉課
開 催 日 時		令和6年1月30日（火）18時30分～20時30分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎8階807・808会議室
議 題		(1) 豊島区成年後見等利用促進協議会の目的について (2) 豊島区地域保健福祉計画について (3) 権利擁護支援に関する国の取組みについて (4) 令和5年度の豊島区の取組みについて (5) 意見交換（広報・普及啓発について）
公開の 可否	会 議	☐ 公開 ☒ 非公開 ☐ 一部非公開
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	中島修（会長）、森野嘉郎（副会長）、井藤智子、笠原美和子、 石川敏之、遠藤昌久、酒井由美子、平松知実、浅輪かな江、 中島裕子、松本紀生、磯崎たか子、吉田京可、田中真理子、 小林聖子（代理）
	オブザー バー	（ゲストスピーカー） 星野美子 （豊島区） 障害福祉課長、高齢者福祉課地域ケアグループ係長、福祉総務課 計画グループ係長 （豊島区民社会福祉協議会） 地域福祉課権利擁護支援担当チーフ
	事務局	（豊島区） 自立促進担当課長、自立促進担当課事業推進グループ係長、自立 促進担当課事業推進グループ主任主事 （豊島区民社会福祉協議会） 地域福祉課長、地域福祉課権利擁護支援担当チーフ、地域福祉課 権利擁護支援担当主事

審 議 経 過

事務局	1. 開会 (1) 委員の出欠について (2) 配布資料の確認
事務局	2. 議事 (1) 豊島区成年後見等利用促進協議会の目的について
会 長	資料 2－2 に基づき説明 ご質問やご意見はあるか。なければ、了承とする。
事務局	(2) 豊島区地域保健福祉計画について 資料 2－3 に基づき説明
委 員	現在の計画を作る委員としても参加した。権利擁護支援の中で、成年後見制度を必要な人たちに結びつけることが重要だと感じる。権利擁護支援の地域支援連携ネットワークの中で、継続的に本人のことを把握し、関係者が一丸となって支えていくことが計画の中に盛り込まれていると思う。
会 長	計画の中で、成年後見制度だけではない、権利擁護支援についての記載があることが大切だと思う。障害者支援の立場からはいかがか。
委 員	愛の手帳 1 度、2 度の方の意思決定は難しい。親の考えだけでやっていくのか、他の方を交えて話しをしていくのか。親が亡くなった後、本人をよく知る親がいない場で話を進めて行くに当たって、誰がどのように意思決定をしていくのかが重要になってくると思う。
会 長	本人自身も意思を表明する機会を持っていないと、急に表明しろと言われても困ってしまう。権利擁護の観点では、意思表示支援も含めた、意思決定支援が重要だ。
ゲストスピーカー	(3) 権利擁護支援に関する国の取組みについて 資料 2－4 に基づき説明

会 長	法定後見制度の3類型が変わる議論はどうなっているか。
ゲストスピーカー	基本的に補助のイメージであるが、それができない場合も、今の後見類型のように、すべて代理できるということにはならないと思う。1人1人にとって、どのような代理権がいいのか細かく見て行き、必要のない代理権は付けないという方向になると思う。
委 員	任意後見制度と法定後見制度が分離されているイメージだが、それが一体的になるような議論はあるのか。また、任意後見制度には取消権がなく、必要な場合は法定後見への移行が必要になってくるのが課題だと思う。
ゲストスピーカー	議論はしている。任意後見も見直しの対象となっている。監督人についても必要な場合、必要でない場合があると思う。取消権については、障害者権利条約の行為能力制限に該当する。同条約では、行為能力制限をするのは認めないということになっている。日本は条約を批准しているので、これをどうするのか。行為能力制限をすることによって、本人や相手方を守っている面もある。その点が今議論になっている。3月に議論をまとめて法制審議会へ送ることになるが、両論併記となるだろう。だが、今のように全部に取消権を付与するということは無くなってくるだろうと思う。任意後見が浸透しないのは、法定後見とあまり変わらないように見えているのではないか。日常生活自立支援事業の見直しやモデル事業の実施もしており、その中での任意後見制度の見直されていくだろうと思う。
会 長	日本はこれまで、どうしても本人を護る方向で話が進んできた。護りすぎると権利を侵害してしまうので、そのバランスが問われていると思う。 当事者の立場として議論を聞いていてどうか。
委 員	今日ここに来る前に介護者を支えているメンバーの会で集まっていたが、周りの色々なサポートが必要だと話をした。これまでの支援は縦割りだったので、横串を刺すことが大事だという話がこの場でも出ていて、貴重な話だったと思う。あとは意思決定支援の話も出たが、地域連携ネットワークの図を見たときに、本人を囲むのではなくて本人も輪の中に入れるという事もあり得るのではないかと感じた。
会 長	これまで本人を中心に置くという事でやってきたが、一緒にやるという事になると円の中に本人がいるという視点も大事かもしれない。支援する立場の視点としてはどうか。
委 員	私は精神障害者の支援をしているが、基本的な考え方は誰を支援するのにも通じると感じた。どのようなことがきっかけでこういった仕組みに関与することになったのか。

ゲストスピーカー	在宅介護支援センターで高齢者の支援をしている中で、様々な事例に関わったことがきっかけである。利用促進法や国の基本計画で目指しているところは、福祉関係者が目指していた姿に近づいているのではないかと感じている。誰もが管理される社会ではなく、支え合い、どんな状況になって地域の中で生きていけると実感できるようにするために、この制度が必要なときには使えるようになるとうい。
会 長	本人情報シートの活用状況はどうか。
委 員	ほとんどケアマネジャーが作成しているのではないか。負担が集中し過ぎないような注意が必要だと思う。
ゲストスピーカー	本人情報シートは本人の強みを引き出すシートなので、中核機関がいろいろな情報を収集した上で作成することも考えられる。
会 長	法律家の立場でこれまでの議論を聞いてどうか。
副会長	この会議は成年後見制度を中心とした権利擁護支援が必要な方についてのものだが、かつて子どもの権利について同じように議論があり、見直しがされたことを思い出した。最終的には、周りの人間が本人の保護のために、後見的に取消権を行使することは抑制する方向に行くのではないか。この会議の参加者はそれぞれに支援をしている対象者が異なるが、皆関連していると考えた方がよい。厚労省の取組でも、成年後見制度の見直しに関連したものもあれば、社会福祉法の関連では重層的体制整備事業があり、高齢者向けにできた地域包括ケアシステムについても、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに転用するような研究も行われている。最終的には、色々な形で支援が必要な方を支援する仕組みを地域で育てていくことになる。 別の視点では、孤立・孤独対策という事も進められており、そちらはネットワークからこぼれ落ちた方をどうするかという話である。色々なことが同時進行しているのは日本の社会が大きく変わってきているからで、バラバラに行われているようだが関連して位置付けなければいけない。 併せて、国の議論は注意するとして、先ほど保健福祉計画の説明もあったが、豊島区には単身高齢者が多いことや外国人が多いこと、他にもアニメの聖地といった特徴があるので、そういった中からどうやって地域を作っていくか、上からだけでなく下からで、専門家だけでなく金融機関も含め色々な立場の方が参加して議論することが大切である。 なお私は、社会福祉協議会が行っている福祉サービスに関する苦情対応機関の第三者委員を務めている。一般的には、苦情対応というのは権利擁護の取り組みの一つであり、権利侵害からの回復支援と捉えられるのだが、実際にはサービスを利用する側と提供する側のコミュニケーション不全のようなことが圧倒的に多い。そうする

	と、単に困っている人を助けるというよりも、コミュニケーション不全を解消して、今後気持ちを新たにサービスの利用するための援助をするような権利擁護の取り組みになっている。
会 長	繋げて考える、ということ、そして豊島区としての取り組みを考えるという重要な指摘であったと思う。私も国で生活困窮者自立支援法の仕事をしていた時に、判断能力の有無によって家計相談事業と日常生活自立支援事業を関連させて考えていた。 (4) 令和5年度の豊島区の取り組みについて
事務局	資料2－5に基づき説明。
委 員	後見人が就いた後の相談があるが、後見人等の情報を中核機関が把握できるようになっているのか。それと任意後見契約後の相談とはどのようなものか。
事務局	家裁で後見人が選任されたといった情報を、自動的に中核機関が把握できるものではない。申立前に相談を受けた流れで選任後も相談を受けることもあるし、選任された第三者後見人に対する親族からの苦情のような相談もある。任意後見受任者からの相談については、例えば、過去に契約を結んでいて既に本人の能力低下もあるが、何をすれば良いのかという話があった。監督人を選任してもらう必要があるという事自体を、受任者が理解していないということがある。
副会長	成年後見制度推進機関ができる前から、社協や区役所の職員と関わっているが、始まった当初と比べると、区民に対する普及啓発についても色々取り組んでいる。専門職も新しい方が増え、世代交代も進んできている。更に、個々の後見人支援の取り組みも進んでいる。課題が出たら工夫をしてやって、それを報告して検証していけば現場に即した取り組みが出来るのではないかな。
委 員	区民後見人の活動が今後ますます活発になってくるのではないかな。今は法人後見や社協と繋がっているところからの移行などが中心だが、今後は初めの部分だけ専門職と区民後見人が一緒にやって、その後継続的に区民後見人だけで見守っていけるかどうかを考えることも必要。周りのサポートがあることで、支援会議の内容が深まっていくのではないかなと思う。
会 長	市民後見人の方が寄り添えて良いという場合もあるので、積極的に市民後見人を選んでいる地域もある。
委 員	区民後見人の養成を多くの自治体で行っているが、大田区での募集チラシでは、「区民と近隣にお住まいの方」と記載されている。どうしてかと思ったが、障害のある方が同じ区民の方に市民後見人に

	なってもらふことを嫌がるケースが多いという話を聞いた。多くの自治体が毎年や2年に1回ほど市民後見人を養成している。これから市民後見人が沢山必要になることを考えると、豊島区の養成の仕方について考え直す時にきておるのではないかと思う。
会 長	養成講座になかなか集まらなくなっている地域もあつたりそうでなかったりする地域もあるが、豊島区ではどうか。
事務局	豊島区は集まらないという事はない。開催頻度については、検討段階で区と社協で協議して3年に1回としている。養成をしても受任できない方が多い地域もあるので、それも含めて検討していく必要がある。
会 長	東京はまだ受任が進んでいる方で、埼玉は寂しい状況だ。ニーズはあると思はれるので継続的に検討していく必要がある。高齢者を支援している現場としてはどうか。
高齢者福祉課	高齢者の区長申立は年間40件から50件程度ある。区として関わるのは本人の能力がかなり低下した段階であり、本人の意思が十分くみ取れない中で型にはまった支援しかできない状況である。本人の意思があるうちに支援できれば良いと思う。
会 長	豊島区の状況は概ね理解できたと思うが、今後も議論をしていきたい。 (5) 意見交換(広報・普及啓発について)
事務局	資料2-6に基づき説明
委 員	豊島区の取組は順調に進んでいると思う。制度自体が使いやすくなっていくとすると、今後は更に利用が進むと思う。
委 員	先日の意思決定支援研修に参加して、後見業務を実践されている方の意見なども聞き、改めて意思決定支援の重要性和難しさを痛感した。行政書士で成年後見分野に取り組んでいる数は少ないが、行政書士会では来月、遺言と成年後見をテーマに区民向けの開始しることにしており、周知に協力していきたいと考えている。
委 員	民生委員の活動は、地元の方たちとの連携の積み重ねである。本日は今まで分からなかったことを知ったので、今後民生委員の会で紹介したいと思う。そして民生委員が様々なところとネットワークで繋がっていることは、区民にとって大切なことである。今日のご縁を大切にしていきたい。
委 員	区の保健福祉計画の話もあつたが、社会福祉協議会では「豊島区民地域福祉活動計画」の策定を進めている。この計画は、地域の様々

	な立場の方が、自分たちで行っていく取り組みについて示している。その計画の「目指すまちの姿」の中でも権利擁護の視点が入っている。これは専門家だけのものではなく、日ごろから地域の見守りをしている地域の人たちが、自分事と気づいて自分たちができることを行い、そして広めていくことが必要であると改めて感じた。社協の立場で「サポートとしま」とも連携しながら地域の皆様と見守りができるような豊島区にしていきたい。
ゲストスピーカー	素晴らしい協議会に参加できたことに感謝している。副会長が話されたとおりで、国の動きは地域で活かされなければ何の意味もなくなってしまうので、ボトムアップでの取り組みに期待している。市民後見人の養成について国の第二期計画では、後見人の受任だけでなく様々な権利擁護支援の場面で活躍できるようになることが目指されているので、お伝えしておく。
委員	計画を策定して以降、区としては社協と共に頑張ってきたつもりだが、関係者の方々からどのように評価されているのか不安であった。ただ今日副委員長はじめ、良くやっているという評価がもらえて安堵している。周知が足らないとよく言われるが、様々な機会をとらえて取り組んでいる。引き続き委員や関係者の皆様とともに進めてまいりたい。 —終了—